

令和8年度立川市農業委員会活動指針

令和8年3月26日
立川市農業委員会

1 基本方針

平成28年4月の改正農業委員会法の施行により、農業委員会はこれまでの法令事務に加え、「農地等の利用の最適化の推進」が必須事務とされ、生産緑地の指定や利用促進に加え、遊休農地の発生防止・解消、農地の集積・集約化、新規参入の促進を推進し、農業委員会活動を活性化することが求められている。

生産緑地や納税猶予地に関する貸借については「都市農地貸借円滑化法」により、市街化調整区域の貸借については「中間管理事業」等法整備が進められ、都市農地の保全の条件は整ってきた。また、市においては、令和4年度より開始した「立川市農地バンク制度」による貸借のマッチングにより、農地の有効な利活用に繋げている。

このように、農業・農地を取り巻く環境が変化する中で、農業委員や農地利用最適化推進委員が制度の理解を深めること、周知を担うことは、ますます重要となってきた。立川の農業・農地は、新鮮で安全な食料の供給、食育・緑育の推進、生活環境、防災等多面的な機能を発揮し、地域住民の生活向上に大きく貢献している。

これまでの取組みを引き続き進めるとともに、農業委員・農地利用最適化推進委員は、農業者の代表として、農業者が適切な選択を行えるよう、正確な情報提供を行い、農地等の利用の最適化の推進を図るとともに、令和8年度は昨年施行した第6次農業振興計画の進捗支援、成果検証を行う。

2 活動計画等

I 農地制度の周知及び活用と担い手支援活動

特定生産緑地制度や農地中間管理事業等の農地制度・関連事業の周知を図るとともに制度等の活用により、農地の利活用に積極的に取り組むものとする。

また、新たな担い手の確保のため、地域農業の発展に貢献する認定農業者、青年農業者、女性農業者、新規就農者等への支援を推進し、農業経営の改善・

近代化、経営意欲の向上を目指す。

Ⅱ 重点活動

第1 農地を活かす活動の推進

- 1 令和8年度は農業委員会の任期満了に伴う改選がある。これまでの活動を引き継ぎ、より一層の活動の推進を図る。
- 2 立川農業振興会議を構成する農業諸団体との連携により、第6次農業振興計画に沿って農業委員会としての役割を推進する。
- 3 個別農家への資料配付や座談会等を通じて、新たな農地制度等農業者に重要な情報を的確に提供し、制度の周知徹底を図る。
- 4 年3回の農地パトロールのうち1回を、農地法に基づく「農地利用状況調査」と位置づけ実施する。この実施にあたっては、農地法に規定された遊休農地に対する措置への対応及び税の公平性を踏まえた手法等について検討を進め、より一層の農地の保全と利活用を図る。農地の状況を把握し、管理不十分な農地については、その要因確認とともに利用促進を働き掛ける。
- 5 都市農地の貸借について、借りたい人と貸したい人の把握に努め、立川市農地バンク制度への登録を促すとともに、農業委員会のマッチングにより農地の利用促進・集積を目指す。特に相続等により農地を取得したが兼業等で適切に肥培管理ができない者、加齢・体調不良等で耕作が難しくなった者に対し、積極的に農地バンク制度への登録の働き掛けを行う。
- 6 市街化調整区域内における中里地区においては、農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、地区の将来目標を地域計画、目標地図として制定した。今後、地区内で意見交換等の場を設け、地域計画を毎年修正する。
- 7 農地長期貸借促進奨励事業を活用した10年以上の安定した期間の貸借等を推進する。

第2 基本的活動の推進

- 1 農地の減少を防止し農業経営を発展させる観点から、農地保全の具体的な手法について農業経営を発展させるための農地保全の調査・研究活動の調査・研究活動を行う。
- 2 地域農業の発展に貢献する認定農業者、青年農業者、女性農業者等への支援を推進し、農業経営の改善・近代化、経営意欲の向上等、担い手の育成と支援活動を目指す。
- 3 市民とともに歩む地域農業の確立のため、市民との交流活動への支援や

学校教育等との連携を積極的に進め、農業と市民との架け橋を目指す。

- 4 農業者の利益代表機関として、農業委員及び農地利用最適化推進委員の日常活動等を通じて農業者の意見を集約し、提案、実践型の意見の提出に結びつける。

第3 農地の肥培管理と利用促進

農地の肥培管理と有効利用を徹底し、関係制度の改善と厳正執行を図るため次の活動を効果的に進める。

- 1 「農地パトロール」を定期的に行い、農地の有効利用を促進する。
- 2 相続税納税猶予制度の3年ごとの継続届出者への指導並びに特例農地（相続税納税猶予制度適用農地）の実態調査を行い、適正な管理指導を実施する。
- 3 農地の減少を防ぐため、生産緑地の(再)指定を推進する。
- 4 高齢化や担い手不足への対応として、「立川市農地バンク制度」や「援農ボランティア」等を紹介する。
- 5 新たな担い手の確保のため、指導農業士を中心とした研修生の受け入れの紹介を行い、認定新規就農者や農業後継者への支援を進める。

Ⅲ 統一活動

第1 地域を育てゆく活動の推進

農業委員及び農地利用最適化推進委員の日常活動の活性化・可視化を図り、次の活動を効果的に進める。

- 1 農業委員・農地利用最適化推進委員の日常活動の活性化・可視化を図るため農業委員・農地利用最適化推進委員「活動記録カード」の月6件以上の提出を目指す。その記録には、日常の農作業や、行き帰り等の中で農地の利用状況を確認すること等短時間の活動も含め、委員会での情報共有を図る。
- 2 農業委員会活動を円滑に行う上での必要な研修、研究活動、他の農業委員会や東京都農業会議等との意見交換を積極的に行う。
- 3 的確な情報収集を行い、農地基本台帳の精度を高めるとともに、農作物生産状況調査等、農地の所有実態や経営状況等を把握するための調査を行う。

第2 情報活動の推進

農業関係者や市民等への正確かつ適切な情報の提供を行う。また、農地

の持つ多面的機能等について、地域への情報発信や地域からの意見聴取等を通じて、地域農業への支援者拡大につなげていく。

- 1 農業委員及び農地利用最適化推進委員の日常活動、立川市農業振興会議等が行う農業者と消費者との交流事業や直売事業等を通じて立川農業（農畜産物）に対する要望、意見等を聴取し、農業経営を支援する。
- 2 「たちかわ農業だより」や市の広報、ホームページ等を活用し、地域農業や農業委員会に関する情報を提供する。
- 3 特定生産緑地制度に関する情報提供を所管課とともに適切に行う。

第3 企業の農業経営者等の育成・支援

地域農業の担い手であり、中核的な役割を果たす企業の農業経営者等の育成を図るため、次の活動を効果的に進める。

- 1 「立川市認定農業者協議会」及び「立川農業振興会議」との連携を強化し、企業の農業経営者等の活動を支援する。
- 2 家族経営協定に基づくルール作りを推奨し、農業経営の近代化が図られるよう支援する。
- 3 女性農業者の育成はもとより、消費者との交流事業、農業後継者の確保と地域住民等も含めた多様な担い手の育成活動を支援する。
- 4 農業経営の改善や技術向上等を目指すため、各種農業団体が行う講演会や研究会の開催を支援する。

第4 立川農業の確立

学校教育、福祉等との連携を強化して、農地の持つ多面的機能を活かした取り組みを進める等、「農のあるまちづくり」を推進し、地域住民との共生を図る。

- 1 環境にやさしい農業」経営を進めるため、リサイクルたい肥や生分解性マルチシート等の利用推奨を図り、環境に配慮した農業の促進を図る。
- 2 市、JA及び農業団体と提携して、地産地消の拡大や地元農畜産物の普及を目指し、各種品評会及び農業祭等への積極的な参加を促す。
- 3 食と農に対する理解の醸成を進めるため、学校等と協力して体験学習を通じて「食育」・「緑育」事業への支援・協力を行う。

また、学校給食への地元野菜の使用拡大を働きかけるとともに、供給体制の整備が図られるよう支援する。

- 4 立川農業の強みを活かし、農畜産物の販路拡大と市民への地元野菜等の安定供給を図るとともに、農・商・工・観・消の連携を進めるファーマーズセンターみののれ立川の運営を支援する。

5 立川市第6次農業振興計画の進捗支援、成果検証を行う。

IV 最適化活動の推進について

令和4年2月2日農林水産省経営局長通知により「農業委員会による最適化活動の推進等について」が発出された。立川市農業委員会は、同通知に基づいて活動目標の設定、活動内容の記録、目標に照らして成果の点検・評価を行った上で公表することとする。農地等の利用の最適化に関する指針として、以下の3項目について、取り組むものとする。

1 遊休農地の発生防止・解消

(1) 目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和6年1月)	237.0 ha	0 ha	0 %
3年後の目標 (令和9年1月)	237.0 ha	0 ha	0 %
目 標 (令和16年1月)	237.0 ha	0 ha	0 %

※管内面積は2025年「耕地及び作付け面積統計」より

(2) 推進方法：上記Ⅱの第1の3、4及び第3の1の取り組みを通し、推進する。

(3) 評価方法：遊休農地の割合により評価する

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化

(1) 目標※

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率(B/A)
現 状 (令和8年4月)	24.0 ha	5.98 ha	24.91 %
1年後の目標 (令和9年4月)	24.0 ha	6.92 ha	28.83 %
目 標 (令和17年4月)	24.0 ha	15.59 ha	64.96 %

※最適化活動の目標値、地域計画より推計

(2) 推進方法：上記Ⅱの第1の3、4及び第3の1、5の取り組みを通し、推進する。

(3) 評価方法：農地の集積率により評価する

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の推進

(1) 目標

	新規参入者（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和6年1月）	1 人 （ 0.3 ha）	0 法人 （ 0 ha）
3年後の目標 （令和9年1月）	1 人 （ 0.3 ha）	0 法人 （ 0.0 ha）
目 標 （令和16年1月）	1 人 （ 0.3 ha）	0 法人 （ 0.0 ha）

※地域計画より推計

(2) 推進方法：上記Ⅱの第3の5の取り組みを通し、推進する。

(3) 評価方法：新規参入者の数により評価する

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

V 「地域計画」の目標を達成するための役割

立川市において策定された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、立川市農業委員会は次の役割を担っていく。

- 1 日常的な農地の見回りによる農地の適正利用の確認
- 2 農家への声掛け等による意向把握
- 3 「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- 4 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- 5 「地域計画」の定期的な見直しへの協力